

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供開始にあたり、県基準条例第77号第73条及び第78号第72条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者名称

事業者名称	郡上市
主たる事務所の所在地	岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地
法人名	郡上市
代表者名	郡上市長 山川 弘保
電話番号	0575-67-1121

2. 利用事業所

事業所の名称	県北西部地域医療センター 国保白鳥病院訪問看護ステーション
指定番号	(介護保険) 2161090044号
指定番号	(医療保険) 10, 9004, 4
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
所在地	郡上市白鳥町為真 1205 番地 1
電話番号	0575-82-3131 (内線 3791)
管理者	正者 一絵
通常の実施地域	郡上市(高鷲町・白鳥町・大和町)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の訪問看護担当者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な訪問看護の業務を提供することを目的とします。
運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を目指して療養生活を支援します。

4. 利用事業所の職員体制

職員の職種	員数
保健師又は 看護師	常勤換算で2.5人以上（常勤専従1人以上）
理学療法士 又は 作業療法士	常勤換算で1人以上

5. 営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日。但し、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで。但し、事業所は電話等により24時間連絡等が可能な体制とします。

6. サービスの内容

<ul style="list-style-type: none"> (1) 病状、障がい及び日常生活の状態並びに療養環境のアセスメント (2) 清潔の保持、食事、排泄その他療養生活の支援 (3) 褥瘡の予防及び処置 (4) 日常生活及び社会生活の自立を図るリハビリテーション (5) ターミナル期の看護 (6) 認知症患者及び精神障がい者の看護 (7) 療養生活又は介護方法の指導又は相談 (8) カテーテル等の管理 (9) その他医師の指示による医療処置、検査等の補助 (10) 日常生活用具の選択及び使用方法の訓練 (11) 住宅改修の相談及び指導
--

7. サービスの提供方法

訪問看護の開始に際し、主治医の指示書の交付を受けます。

介護保険利用者にとっては、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、利用者の希望、主治医の指示書及び看護師等のアセスメントに基づき作成した訪問看護計画書を利用者に提供し訪問看護を実施します。

利用者に希望の主治医がない場合は、当事業所から各医師会等に主治医の選定及び調整を依頼します。

8. 利用料

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用料金は次のとおりです。

基本利用料及び加算	利用者負担金（別紙利用料金兼加算同意書を参照）	
その他の利用料金	交通費	利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき、100円を徴収させていただきます。 高齢者医療確保法及び医療保険各法による訪問看護を提供した場合は、1キロメートルにつき40円+消費税（1回につき上限300円+消費税）。
	エンゼルケア	郡上市病院事業使用料及び手数料条例施行規則に定める額。

9. 支払方法

利用月の翌月にご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。やむを得ない理由により口座振替が出来ない場合は、現金での支払いも可能です。

10. キャンセル料

利用日の当日にキャンセルした場合	3,000 円
------------------	---------

11. 守秘義務

当事業所の従業者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及び利用者の家族等の秘密を漏らしません。

なお、当事業所が、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族等の個人情報を用いることについて、サービス提供開始の同意をもって同意を得たものとします。

12. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

なお、当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

13. 身体的拘束等の適正化

当事業所の従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

なお、当事業所は、身体的拘束を行う場合には、利用者等に対して説明し理解を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4 . 衛生管理

当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

また、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

1 5 . 業務継続計画

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 6 . 苦情申立窓口

利用時間：平日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

電 話：0 5 7 5 - 8 2 - 3 1 3 1（内線 3 7 9 1）

面談場所：県北西部地域医療センター国保白鳥病院 1 階事務所

担 当 者：正者 一絵

そ の 他 郡上市役所、振興事務所、中濃県事務所、岐阜県庁、岐阜県国民健康保険団体連合会 < 058 (275) 9826 > 等にも相談窓口があります。

1 7 . 緊急時の対応方法

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変及び緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の主治医に連絡し適切な処置を行うものとし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な処置を講じます。また、緊急連絡先に連絡いたします。

18. 事故発生時の対応

訪問看護の提供に当たって、当事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生し、利用者又はその家族の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、速やかに利用者又はその家族に損害を賠償します。ただし、当事業者に故意又は過失がなかった場合はこの限りではありません。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

指定訪問看護に係る利用契約書及び重要事項説明書について双方が同意した証として、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各自1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から利用契約内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

私は、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

利用者の家族 住所 _____
(又は署名代行者)

氏名 _____ 続柄 () (印)

電話番号 _____

事業者

所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番

名称 郡上市

代表者 郡上市長 山川弘保 (印)

説明者 所属 県北西部地域医療センター
国保白鳥病院訪問看護ステーション

電話番号 0575-82-3131

氏名 _____ (印)